

受領 令和5年11月30日 11時41分

通告番号（8）

令和5年11月30日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
岸 本 大二郎 印

一般質問通告書

第530回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 生徒指導提要（改訂版）の活用について</p> <p>（1）昨年12月、文科省は児童生徒への指導の在り方を示した教員用の手引書「生徒指導提要」を12年ぶりに大幅に見直した改訂版を全国の自治体に通知しました。改訂版のポイントを今現在各学校でどのように活用されているか伺う。</p>	
<p>2 災害時地域の防災対策について</p> <p>（1）旧小糸製作所跡の活用について喜名南部地域に災害時の避難場所がない為台風、地震、津波、沿岸地域住民の後方支援活動の拠点として活用できる場所、施設における公園整備を求める要請書が提出されている。</p> <p>沿岸部の地域住民、喜名地区南部地域住民の災害時減災の観点から拠点として公園を整備する必要と考えるが本村としての見解とは。</p>	
<p>3 小児救急電話相談事業（#8000）について</p> <p>（1）本村における相談件数について伺う。</p> <p>（2）時間外、夜間小児科診療を行っているのは中頭病院午後10時まで深夜10時以降の小児科診療は県立中部病院、南部医療センターが診療を行っている救急外来は最大で4時間待ちの時もある。</p> <p>大型連休前には県からもクリニックの受診を呼びかけを行っているが本村としても小児科救急電話相談#8000の案内を窓口、ポスターなどでお知らせするなどを提案するが本村としての見解とは。</p>	